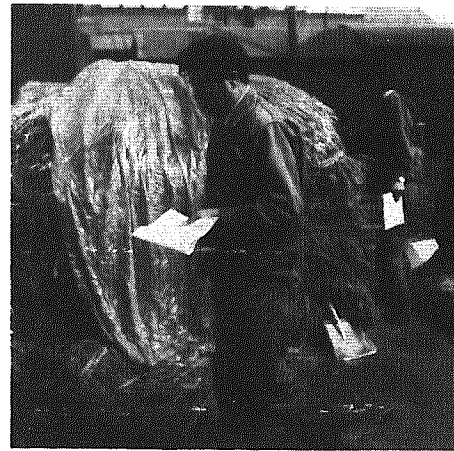


# 土づくりコンクール

山上九二栄（夏井）さんが第1位



岩室村では土づくりと稲わらの積極的利用を推進するため巻農機改良普及所、岩室村、和納両農業協同組合の協力を得て去る三月十九日、土づくりコンクールを開催した。

近年、農家労働力の他産業移行や兼業化による稲わらの焼却等、重要な地力保持が守られていない現状において出品者が少ないのではないかと心配されたが予想を上回る三十三戸の参加があり、堆肥の量（耕地面積に対する割合）と堆肥の質について、審査が行なわれた。

一位には夏井の山上九二栄さんが選ばれたが、山上さんは「三haほどの耕地面積で約二、三tの堆肥を作った」と、審査は次の通り。

部落	氏名	区分	部落	氏名	区分
夏井	山上九二栄	第1位	横曾根	成田 正雄	参加賞
〃	山上 ミテ	第2位	〃	菅井 敏夫	〃
石瀬	棚橋 清治	第3位	〃	富沢 栄	〃
原	大岩 仁	〃	和納三区	伊藤 初勇	〃
和納八区	佐藤 高蔵	〃	原	大岩 稔	〃
北野	樋口重太郎	特別賞	高畑	荒井 龍男	〃
新谷	小川 弘	努力賞	〃	野水 作一	〃
津雲田	長谷川 司	良堆肥賞	原	大岩 栄一	〃
原	木村 一治	〃	〃	大岩 太蔵	〃
高畑	中村 盛夫	〃	津雲田	武田 貞夫	〃

## 昭和53年度保育料徴収基準額表

児童福祉法の規定に基づき、保護者から負担していただく昭和53年度分の保育料の徴収基準は、下記のとおり決まりました。

◇中央保育園・和納保育園

(1) 徴収基準額表

階層区分	定 義	徴収基準額（月額）		
		3才以上児	3才未満児	
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	
B 階層	A階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円	
C 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	第 1 前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯	4,000円	5,000円
		第 2 前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	5,000円	6,000円
		第 3 前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	6,000円	7,000円
D 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯	第 1 前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	7,000円	8,000円
		第 2 前年分の所得税課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	8,000円	9,000円
		第 3 前年分の所得税課税額が15,000円以上30,000円未満である世帯	9,000円	10,000円
		第 4 前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	10,000円	12,000円
		第 5 前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	11,000円	14,000円
		第 6 前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	12,000円	16,000円
		第 7 前年分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	13,000円	18,000円
		第 8 前年分の所得税課税額が150,000円以上180,000円未満である世帯	13,000円	20,000円
		第 9 前年分の所得税課税額が180,000円以上210,000円未満である世帯	14,000円	22,000円
		第 10 前年分の所得税課税額が210,000円以上240,000円未満である世帯	14,000円	24,000円
		第 11 前年分の所得税課税額が240,000円以上である世帯	14,000円	26,000円

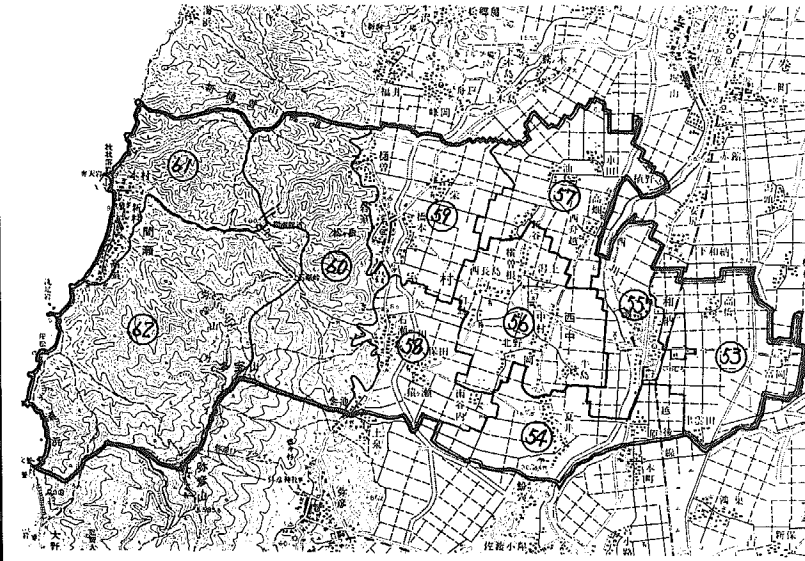
(2) 固定資産税額による階層繰上げは前年と同じ（対象C1～D1）

(3) 2人目の減額対象はC1～D階層

◇間瀬保育園

徴収基準額	入園児童1人につき	月額
		4,000円

## 岩室村地籍調査事業年次別計画図



(一頁よりつづく)

ん。これを「筆調査」といいます。

調査は、土地台帳と更正図の写を作り、これを現地と照し合せながらやってゆきますので、まずあなたの土地の境の主な曲り角に「自分の土地はここまで」ということを示す杭を

隣と相談して間違いないように打っていただきます。これは測量のもととなるもので、正しく動かさないよう工夫を打つ必要があります。

また、土地の分筆、地目の変更などの場合は所定の条件がととのってあれば、そのように取計らうこともできます。

更に皆さんの土地で登記を必要とするときは、役場国土調査係に相談してください。

ですから係の人が皆さんの土地に調査に来るときは立合って話を聞き間違いない調査ができるよう協力してください。

なお、一筆調査の前に

の事柄を済ませていただきますと、調査を正確に速く行うことができます。是非済ませてください。

(1) 買売や譲渡など登記の済んでいないものは、直ちに手続をしましょう。

(2) 農道や水路で巾員が一定していないものは、なるべく関係者で話し合って現地の必要な個所に市杭を立てましょう。

(3) 私有地が道路等に使われているが、まだ登記等済んでいないものは、なるべく早目に登記を済ませるよう、道路等を建設した者に請求しましょう。

◎この作業が終了すると、それから、土地の一筆毎に境界と面積を正しく測量します。

測量は、皆さんが隣地の方と立合っ打った杭をねらって行ないます。境界杭は丈夫なものを正確に打たなければなりません。また抜いたり倒したりしないようお互いに注意しましょう。

◎調査や測量の成果は、皆さんに見てもらいます。

## 万-のために万全な備えを 農業共済からのお知らせ

これからの季節は、とかく気がゆるみがちであり火災事故の多いシーズンとなりました。

万-のために備えは万全ですか!!

4月1日より掛金改訂となり、いっそう加入しやすくなり、又すでに加入されている方も、増額のチャンス、ぜひこの機会に!!

### 主な項目

建物種類	加入共済金額				
	100万円	200万円	500万円	700万円	1,000万円
住宅、農業所、納屋、倉庫、畜舎	1,200円	2,400円	6,000円	8,400円	12,000円
店舗、公民館、事務所、理髪店、寺院	1,900	3,800	9,500	13,300	19,000
食堂、飲食店、製材所、製粉場、製麺所	3,900	7,800	19,500	27,300	-

昭和53年4月1日より実施

測量が終わって地籍図や地籍簿ができあがりますと二十日間役場で「閲覧」に供されます。

勿論前もって広報や、回覧板でお知らせしますが、その時は是非一度目を通して、自分の土地について間違いないかどうか確認してください。もし間違いを見つけたらすぐ係の人に申し出て改めてもらってください。

◎調査の成果によって、今までの土地台帳や更正図は正しく書きかえられます。皆さんに閲覧して、間違いがないことが確かめられます。その成果は県に送付され所定の手続きを経て、成果が適正であること「公」に認められて県報に公告され「認証」されます。

同時に登記所へも「写」が送られ、今までの土地台帳に代って、土地について皆さんの権利は、この成果を基に守られ境界紛争等を防止することとなります。

また、この調査の結果は村でこれからのいろいろな事業をする場合の礎となります。

今回の成果を、いろいろな方面に活用して、新しい村づくりのために活きた資料としましょう。

詳しいことは、部落の推進協力員の方が役場の国土調査室にお問い合わせください。